

松江家庭裁判所委員会（第29回）議事録概要

- 1 日時
平成27年3月3日（火）午後1時30分～午後4時00分
- 2 場所
松江家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
（委員長）稲葉重子
（委員）安達亮，伊原由紀子，川本ゆかり，桐山香代子，寒江健太，杉山順一，
園山信夫，長野正夫，野津富士男，細木裕二（五十音順敬称略）
（説明者）鬼頭首席家庭裁判所調査官，大内首席書記官
法正松江地裁会計課長
（事務担当者）飯富事務局長，埜田事務局次長
（庶務）松嶋総務課長，結城総務課課長補佐
- 4 議事
 - (1) 前回委員会で出された意見に対する報告
（説明者）

前回の家裁委員会で，少年事件の被害に遭われた方への被害者保護制度に関する情報提供の在り方について御指摘をいただきました。その後の裁判所における検討状況を御報告します。

ご指摘にありましたとおり電話で直接説明するほうが一般的には丁寧であると言えますが，場合によっては裁判所から突然電話をすると驚かれたり，事例によっては抵抗感を持たれる方もおられることもあり，まずは書面で御案内する内容の充実を図ることが相当であろうと考えております。

そこで，この制度についてもっと詳しく聞いてみたいと思われた方が，より問い合わせをしやすくするため，これまで被害者の方にお送りしていた連絡文書の内容について改訂作業を進めています。具体的には，制度の概略を簡単に説明した上で，「お問い合わせはご家族の方からでも結構です。」というような文言を加えることや，意見陳述は審判期日までに行う必要があることから，「意見陳述を希望するときは何月何日までにご連絡をお願いします。」という文言を加えることを検討しています。
 - (2) テーマ「新庁舎見学」
 - ア 新庁舎見学
 - イ 新庁舎に関する質疑応答，意見交換
別紙のとおり
 - (3) 次回期日及びテーマについて
次回期日を平成27年6月23日午後1時30分，テーマは「面会交流」とする。

(別紙)

委員長

新庁舎に関する質疑応答，意見交換に入りますが，利用者の視点から御意見，御感想，御指摘などをいただきたいと思います。

A委員

駐車場の整備等，今後の予定はどうなっていますか。

説明者

今後，旧庁舎を取り壊し，引き続き駐車場の整備や植栽等の工事を行い，平成28年1月頃には全体が完成する予定です。正面にある大きなソテツもあのまま残る予定です。裁判所の象徴として捉えられているようで，近隣の方からもぜひ残してくださいという御意見をたくさん賜りました。

A委員

緑があると全然雰囲気も違うと思いますので，きれいに完成するのを楽しみにしています。この辺の景観とマッチした大変すてきな庁舎ができて，良かったと思っています。

B委員

4階建てと聞いていましたが，それほど建物の圧迫感はないなというのが第一印象でした。法廷も明るくて，随分きれいになったなと思いつながら来ています。

C委員

とても裁判所とは思えないような，何か一流のホテルに入ったような感覚を受けました。特に，正面から入って，1階の吹き抜けも圧迫感がないし，非常に立派なデザインだと思います。各部屋の内装も心が和むようなデザインだと思います。それに，屋上の屋根が，お城の景観と大変マッチしたデザインだと思っています。

D委員

これまでの，いかにも裁判所という外観も個人的には好きだったのですが，今回，新しい庁舎を改めて見ると，色合いも優しくて，非常にこの町並みに調和していると思います。旧庁舎が取り壊されるときには，もっと調和していい感じになるのかなという印象を受けました。屋根の雰囲気等も，松江らしさみたいのところとマッチングしているという印象です。

E委員

4階建てがあまり気にならず，違和感がありませんので，非常に配慮されていると思いました。色合いなどについて一番気を付けられたのはどのような点でしょう

か。

説明者

設計段階から言いますと、三つのセールスポイントがございます。先ほどからお話にある屋根型のアルミルーバーというのが一つ。それから、正面入口の吹き抜けに不燃の天然木を採用して、温かみを持たせたというところ。あと、裁判員法廷の天井の部分がちょっと段々になっていますが、これは宍道湖の波をイメージしています。そのような松江の町並みとの調和がセールスポイントになっております。その他、壁の色や各室のクロスや壁紙の感じ、フロアカーペットの色については、皆さんに落ち着いて裁判や調停等の話し合いをしていただけるようにと、所長以下検討して決めさせていただいたという次第です。

F委員

まず、周りの町並みとの調和という観点から言いますと、そのアルミルーバーはとても好印象です。建物の中は木目調で、現代建築のようなおしゃれな感じであり、見た目が立派で、すてきだなと思いました。

G委員

すごく町並みに溶け込むように配慮されて、とてもすてきだなというふうに思いました。現在は出入口とかがわかりにくくて、どこから入ったらいいかと思ったのですが、前の建物の解体や外構の工事が終わったら、わかりやすい建物じゃないかと思えます。デザイン的には、すごく外観は凝っていて、すごくすばらしい建物だと思います。

H委員

一番印象的なのは勾配屋根。これがあるのとないのとでは、大きく違うんじゃないかなと思います。

委員長

ありがとうございました。続きまして、内部について御見学いただいた順番で、御感想、御意見、御指摘などをいただきたいと思えます。

H委員

部屋もきれいになっているし、いろんな面で配慮されていると感じました。今日、法廷を実際に見せていただいたのですが、すごく印象的でした。天井等にもいろいろと気を遣われていてすばらしいなというのが印象です。

G委員

くにびきメッセの前にある国の合同庁舎と非常に似ていて、すごく明るくて、きれいだなという印象を受けました。また、会議室とか、面接室とか、部屋ごとの役

割がきちんと決められているなという印象も受けました。いろいろ問題を抱えて裁判所にいらっしゃる方も多いと思いますが、和めるのではないかと思います。

1階の階段前の案内表示で、1階以外の部屋の表示は薄い色にしてありますが、それは薄い字でなくても良いのではないかなと感じました。

F委員

1階については、様々な利用者の方のことを考えられた施設がたくさんあって、利用される方も安心という印象を受けました。

E委員

以前の裁判所と比べると、建物に入った感じは非常にすっきりして、きれいで、大きくて、非常に良いのではないかと思います。中学校の社会科見学で裁判所に来る場合がありますが、旧庁舎では1階から入ったところに説明を受けるような広いスペースがあったと思いますが、新庁舎では40人くらいの子供たちが来たときに説明を受けるのは、4階まで上がることになりますか。

説明者

会議室等で御説明をさせていただくことになろうかと思います。

D委員

先ほどから案内板の話が出ていますが、言われてみれば目立っていないなという感じはあります。もう少し明るくても良いような気がしました。おしゃれではあるのですが、文字がもう少し大きくても良かったかなという感じがします。

C委員

インフォメーションコーナーに誰か座られて、来客の人に対して、あそこは2番ですよとか案内をされるのであれば、また、この案内板も生きるのではないかな、効果はあるのではと思います。

B委員

先ほど面接室を拝見しまして、とても明るくて、本当に面会交流が円滑に実施できそうで良かったと思います。あと、トイレに荷物が置けるところが多くなって、すごく助かります。日によっては記録をいっぱい持って、ウロウロしないといけませんが、空港並みにスペースがあって助かります。

案内表示の関係では、最初、柱にある矢印を参考に行けばいいかと思ったのですが、迷ってしまいました。最近では、各フロアの地図で場所を探しています。申し上げにくいけれども、柱にある矢印はちょっとわかりづらいです。

それと1つ質問ですが、待合室は事件ごとで指定するようになるのでしょうか。

説明者

申立人待合室とか相手方待合室という表示をあえて消したのは、感情的にかなり対立している当事者の方などがお見えになったときに、申立人等とはっきり書いてあると、相手方がそこを捜したりすることも事例として起こり得るので、待合室がどこにあるかすぐにはわからないようにして、職員が何号室でお待ちくださいと御案内しています。

委員長

「待合室」という表示自体がないので、そこに誰かが待っているかもしれないということもわからないようにしたほうが良いという考えでやっております。

A委員

今日ここに来るときに、車を置いて東側出入口から庁舎に入りました。それで、受付はないかしらと思ってエレベータホールまで来たのですが、どなたもおられなくてわかりませんでした。裁判所は普通の人には用事がないので、掲示板を見るよりも受付の人に聞いたほうが早いのではないかと思います。特に御年配の人だったら、掲示板を見ずに、どなたかに聞かれると思うんです。そうすると、守衛さんでもいいですし、どなたかが、あそこに常時いらっしゃったほうが良いのかなと思います。

委員長

もしかしたら、私どもが知らない間に迷われている方がいらっしゃる可能性があります。そのようなことにならないように工夫をしないといけないと思いました。どうもありがとうございました。

B委員

訴訟代理人待合室は、広い待合室なのに仕切りが全然ないものですから、仕切りを作るなど、今からでも改善していただけるのであればありがたいと思います。

あと、3階の労働審判廷が正面にあるとは思わなくて、矢印に沿って行ったら、一周してしまいまして、あれがちょっと見にくかったなと思いました。エレベーターから出た待合スペースのところに「労働審判廷」とか書いてはどうかと思いました。

委員長

訴訟代理人待合室では他の人に声を聞かれないように依頼者の方とお話ができるようにならないと、入りにくいということですね。その点は、どのように改善できるかどうかはわかりませんが、趣旨は承りました。

C委員

地下1階ですが、そこでの空調の音がちょっと大きくて気にかかりました。それと、3階の少年審判廷の机ですが、正面の裁判長よりも両サイドが高かったんです。

あれがどういう意味なのかわかりませんが、ちょっと違和感があるなど私は感じました。

説明者

交通事件待合室の隣に機械室がありますので、その音だろうと思います。あの場所は、長時間は利用しない待合室で、別の目的で使うという場合には、別の部屋を御用意させていただくということになるかと思います。

それから、少年審判廷の机の高さについては、もともとあったものを持ってきておりまして、両サイドが真ん中とはちょっと段がずれている形状のものです。

D委員

一番驚いたのは205号法廷です。広くて、すごく印象的でした。傍聴席も90何席ということでもいいと思いますが、後ろの方に声が聞こえるのかなと感じました。マイクを使った音は、あの部屋の中のスピーカーか何かに出されているのでしょうか。

説明者

拡声装置が設置されています。

D委員

であれば大丈夫だと思います。あの広さというのは、全国の裁判員裁判の法廷の中でも大きい方なのでしょうか。

説明者

広島高裁管内で裁判員裁判を実施している本庁舎の建替えは、岡山に次いで当庁が2庁目になります。岡山の裁判員法廷の傍聴席数は100人と若干広いです。岡山には、その大きな法廷と当庁よりも少し小さい法廷と2つの裁判員法廷がありますが、当庁は刑事部が1か部で法廷も1つです。傍聴席は96席で、広島高裁管内では2番目に広い法廷です。

D委員

それと、LEDを使っている部屋と、そうではない部屋があると思うのですが、それは何か理由があるのですか。

説明者

この庁舎の設計がされた平成24年当時は、まだ、さほどLEDが一般的ではなかったようです。トイレですとか、1階のホールのところにはLEDを使っています。

E委員

205号法廷は90名以上の傍聴席があるということは、中学校にも宣伝しても良いでしょうか。以前は30人程度までの小さい学校しか来られなかったところがありました。社会科見学を企画する立場としては活用させていただきたいと思います。

それと、案内表示については、初めて来た人にとっては、表示されている字も小さいですし、確かにわかりづらい。学校では「2年3組」とか標記した横看板が必ずありますね。ただ今後は、あのようなデザインの看板が作られるようになるのかなという感じがしました。

F委員

2階の裁判員候補者待合室は、その用途を限定されているのですが、従前なら大会議室等にお呼びしていたと思うのですが、なぜ、あえてその待合室を作られたのかなと疑問を持ちました。それと、被告人との接見室が205号法廷の近くにあるので、被告人と弁護人との打合せの機会を考えると、とても便利だと思いました。

G委員

例えば、法廷で何が行われているとか、大会議室で何の会議があるとか、玄関のところにそういう案内があればすごく良いと思いました。

H委員

各階に、簡単に尋ねられる窓口があれば一番良いのかなと感じました。

A委員

各部屋のドアがガラスになって中が見えるので、それは良いなと思いました。

委員長

委員の皆様の貴重な御意見を聴かせていただき、ありがとうございました。

以 上